#### ○北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付要綱

平成24年8月28日

告示甲第32号

改正 平成25年6月20日告示甲第45号

(題名改称)

改正 平成30年9月3日告示甲第27号

(趣旨)

第1 この告示は、大学生等のスポーツ合宿誘致を促進することにより、市民に高い競技力の観戦機会を提供し、市民のスポーツ水準の向上を図るため、市内で合宿を実施した場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則(平成3年北上市規則第57号)及び北上市補助金交付要綱(平成3年北上市告示第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示甲45·一部改正)

(補助対象者)

第2 補助対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学若しくは高等専門学校の学生又は高等学校の生徒(以下「大学生等」という。)及び指導者で組織されるスポーツに関する活動を行う団体であって、当該大学生等の就学する学校の定めるところによりその活動を認められている運動部又は市長が認める競技団体(以下「スポーツ団体」という。)とする。

(平25告示甲45・平30告示甲27・一部改正)

(補助対象事業)

- 第3 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - (1) スポーツ団体が、スポーツ技術の向上を目的に、北上市体育施設又は市長が認めた施設を使用して行う合宿であること。
  - (2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易 宿所営業を営む市内の施設に宿泊するものであること。
  - (3) スポーツ団体の大学生等及び所属する指導者の宿泊日数が連続して4日以上であること。
  - (4) 宿泊者の延べ人数が50人以上であること。
- 2 同一年度内に同一の団体の合宿が複数回行われる場合は、そのうちの1回に限り 補助対象事業とする。

(平25告示甲45・平30告示甲27・一部改正)

(補助対象経費及び補助金額)

- 第4 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号 に掲げるとおりとする。
  - (1) スポーツ団体の所在地(以下「所在地」という。)からの往復の鉄道賃、船賃、

車賃(バス等の借上げ料を含む。)及び航空費(以下「交通費」という。)。ただし、他の合宿地を経由する、又は経由した場合の交通費は、所在地又は経由した合宿地から市内までの片道分の費用とする。

- (2) 施設使用料
- (3) 宿泊費
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は、切り 捨てる。)とし、その限度額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の 右欄に定める額とする。

(平25告示甲45・平30告示甲27・一部改正)

(補助金の交付の申請)

第5 補助金の交付を申請しようとするスポーツ団体は、補助対象事業の開始する日の1月前までに、北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平25告示甲45·一部改正)

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めたときは、 北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、 補助金の交付を申請したスポーツ団体に通知するものとする。

(平25告示甲45・平30告示甲27・一部改正)

(補助金の請求)

第7 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに 北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付請求書(様式第3号)に宿泊者数及 び宿泊費が分かる書類並びに補助対象経費の支出をしたことがわかる書類を添えて 市長に提出しなければならない。

(平25告示甲45·一部改正)

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 別表 (第4関係)

宿泊者の延べ人数	限度額
50人以上60人未満	円
	250,000
60人以上70人未満	300,000

70人以上80人未満	350,000
80人以上90人未満	400,000
90人以上100人未満	450,000
100人以上	500,000

(平30告示甲27·一部改正)

年 月 日

(EII)

北上市長 様

申請者 所在地 名称 代表者氏名

北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付申請書

年度において北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付要綱第5の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 申請額

金

円

# 2 補助対象経費

項目		内 容	経費の額
交 通 費	交通手段		円
	区間	出発地~到着地	
施設使用料 -	使用施設名		円
	使 用 日		17
宿泊費	宿泊施設名		
	宿泊期間		円
	宿泊者の		
	延べ人数		
			合計 円

### 3 添付書類

宿泊者氏名がわかる書類 合宿内容等が分かる書類 様式第2号(第6関係) 北上市指令 ス第 号

> 所在地 名称 代表者氏名

北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定します。

年 月 日

北上市長即

補助金交付額 金 円

年 月 日

北上市長 様

北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった補助金について、北上市大学生等スポーツ合宿事業費補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 請求額 金 円

## 様式第1号(第5関係)

(平25告示甲45・一部改正)

(平30告示甲27·一部改正)

# 様式第2号(第6関係)

(平25告示甲45・一部改正)

# 様式第3号(第7関係)

(平25告示甲45・一部改正)